

ハイライト:

- ・平成15年4月からの社会保険料負担がどのように変わるか解説
します

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
総報酬制導入に伴う 人件費への影響	1
平成15年4月1日から の社会保険の改正概 要	2

今年も残りわずかとなり、町中のイルミネーションがきれいに彩られる季節となりました。皆様の今年一年はどのような思いで振り返られるものでしたでしょうか。

第12号では第11号に続き、社会保険の総報酬制移行に伴う影響及び社会保険周辺の変更事項を解説してみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずお問い合わせ下さい。

公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦
公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

総報酬制の導入に伴う人件費への影響(社会保険料)

前11号でお伝えしたように、平成15年4月より、報酬から除外されている賞与についても月額ベースの保険料と同一の料率により保険料の徴収対象となります。料率の変更は以下の表の通りになります。

	厚生年金		健康保険	
	現行	総報酬制	現行	総報酬制
月給	173.5/1000	135.8/1000	85/1000	82/1000
賞与	10/1000	135.8/1000	10/1000	82/1000

(注)上記料率の保険料を事業主及び従業員で折半負担することになっています。但し健康保険は、現行従業員負担の2/1000を国庫負担としています。

賞与の保険料率が高くなる結果、年収に占める賞与の割合が高い会社は、従業員及び会社の双方共に保険料の額が高くなることは必須です。例えば、平成15年の夏のボーナスで100万円が支給された場合、賞与から控除される保険料の額及び会社負担額は修正の導入前後で次ページの表のように変わってきます。賞与100万円支給の場合、従業員の負担額は8,000円から108,900円へ、会社の負担額は10,000円から108,900円へとそれぞれ大幅に増加しています。1人だけでこの増加額ですから、会社全体としての増加に対する負担感はかなりのもとなると予想されます。賞与支給時には、保険料のアップも念頭に入れて資金繰りを考える必要があります。(但し年間の賞与額が月給の2.5~2.6ヶ月より低い場合は、月給での料率は下がっているため、逆に年間保険料が低くなるといわれています)

導入前	厚生年金保険料		健康保険保険料		合計額	
	従業員負担	会社負担	従業員負担	会社負担	従業員	会社
	100万 * 5/1000	100万 * 5/1000	100万 * 3/1000	100万 * 5/1000	8,000円	10,000円
導入後	100万 * 67.9/1000	100万 * 67.9/1000	100万 * 41/1000	100万 * 41/1000	108,900円	108,900円

月次での手続きの注意点

総報酬制の施行は平成15年4月からですので、新しい保険料率での給与控除がスタートするのは、平成15年5月支給の給与からとなります。4月支給の給与から控除されるのは3月分の保険料のため、総報酬制導入前の料率ですのでご注意ください。

また現在の定時決定は、会社に8/1に使用される人について、5,6,7月に支給される給与を基に決定され、その年の10月から翌年9月までの標準報酬月額とすることになっていますが、総報酬制導入後は7/1に使用される人について、4,5,6月に支給される給与を基に決定され、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額とすることになります。

賞与についての手続きの注意点

総報酬制では、賞与を「標準賞与額」と扱い、
 ・賞与が支払われた月に、被保険者毎に標準賞与額を決定する
 ・標準賞与額は、賞与の額の1,000円未満を切り捨てた額とする
 ・1回の標準賞与額は厚生年金保険では150万円、健康保険では200万円を上限とすることとされます。

例えばAさんに186万5,500円の支給があった場合、Aさんの厚生年金保険での標準賞与額は150万円(上限)、健康保険での標準賞与額は186万5,000円となります。

ホームページもご覧ください
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

社会保険に関する平成15年4月1日からのその他の改正事項

総報酬制の導入以外にも、以下の事項につき改正が予定されています。

被保険者の一部負担割合が3割になります。

70歳未満の被保険者の外来・入院、被扶養者の入院が**2割から3割**になり、被保険者・被扶養者共に3割負担に統一されます。但し**3歳未満の乳幼児は2割負担**です。

任意継続被保険者期間が一律最長2年になります。

「55歳以上で退職した人が60歳まで最長5年間加入できる特例」制度は平成15年3月31日で廃止されます。従って**任意継続できる期間はどの人でも2年間が最長**となります。ただし、平成15年3月31日前に任意継続被保険者の資格を取得している日は従前の通りです。

被保険者資格喪失後の継続給付が廃止されます。

資格喪失前継続して1年以上被保険者だった人が退職等によりその資格を喪失した後でも、保険料を納めることなく、
 ・療養開始後5年間は継続してその療養を受け続けることができる
 ・資格喪失後3ヶ月以内に死亡した際に埋葬料がもらえる
 といった**継続給付の制度が有効期限平成15年3月31日をもって廃止**されます。

<退職される方へ一言アドバイスをされるとよろしいかと思えます。>

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市岸町

7 - 9 - 19

電話 048 (834) 1598

Fax 048 (834) 1594

Email nakamura-cpa@jcom.
home.ne.jp